

平成26年7月10日  
独立行政法人農林漁業信用基金

## 独立行政法人農林漁業信用基金の会計監査人候補者の募集について

独立行政法人農林漁業信用基金は、法令の定めにより、会計監査人の監査を受けております。会計監査人の選任は主務大臣（農林水産大臣及び財務大臣）が行いますが、選任に当たっては、当基金において候補者を選定することとされています。

つきましては、会計監査人に就任する希望のある監査法人又は公認会計士の方から企画書を募集しますので、応募される場合は、下記により企画書を提出してください。

### 記

#### 1. 企画競争に付する事項

平成26年度独立行政法人農林漁業信用基金の会計監査人候補者選定のための企画書の公募

#### 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の(1)及び(2)に適合する者であること。

(1) 下記①から③に該当しない者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ③ 反社会的勢力に該当すると認められる者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- ① 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ② 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ③ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ④ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
- ⑤ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑥ 企画書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又

は記載をしなかった者

- ⑦ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

### 3. 応募資格

独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者

### 4. 企画書の提出

- (1) 提出期限

平成26年8月18日（月）17時必着（持参可）

（持参される場合は、平日の9時30分～12時又は13時～17時の間に提出してください。）

- (2) 提出先

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5F  
独立行政法人農林漁業信用基金 総務部長宛

- (3) 提出部数 10部

### 5. 企画書の内容

別紙要領をご覧ください。

### 6. 選考手順

- (1) 提出された企画書について、審査委員会において、会計監査人候補者選定基準に基づき審査を行います。

なお、応募者には、審査委員会において、提出された企画書の説明（20分程度）をしていただく予定としております。

また、審査委員会は、8月27日（水）14時より行う予定としております。

- (2) 当該審査終了後、応募者に審査結果を連絡します。

- (3) 主務大臣より会計監査人の選任通知が到着後、各応募者の審査結果、選考基準を公表します。

お問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金

総務部経理総括課

電話：03-3294-4482

FAX：03-3294-3140

## (要領) 企画書の記載事項、添付書類

### 1. 記載事項

監査の具体的実施体制、実施要項等

- ・ 監査日数、期間
- ・ 具体的実施方法
- ・ 実際に監査を行う者の人数、経験等

(注) 経験には、独立行政法人会計基準を理解していることを証する事項を含む。

- ・ 監査のサポート体制

### 2. 添付書類

- ・ 監査法人の場合、法人の概要を記載した書面及び定款、個人の場合、法人の概要に準ずる書面
- ・ 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合、当該事務所の人員構成、業務内容
- ・ 監査実績（独立行政法人、特殊法人、民間会社）＜非公表＞
- ・ 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることを証する書面
- ・ 監査見積り費用（総執務日数、見積りの考え方、監査日程等に大幅な変更が生じたときの費用変更方法、など）
- ・ 独立行政法人通則法第41条第2項「公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。」に該当しないことの証明
- ・ その他の参考事項

## お知らせ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなど取組を進めることとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

### （1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### （2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- ② 当信用基金との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### （3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

### （4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）